

佐伯惟治の年齢について

（初老の武将ではなかへ左か）

会員 古藤田 太

佐伯氏に關しては皆に史料が乏しく、九代惟世以前は何とも解っていないので実情である。十代惟治についても確実な史料は甚だ少ない。その僅かな史料に基づいて、佐伯惟治の死亡年齢を考えてみよう。

世々判官ビイキという言葉がある。若くして死んだ哀れな源内即義経に、世への同情が肩入れして、英雄視する風潮を言つたものであろうが、佐伯人の佐伯惟治に対するもの又、まさしく判官ビイキの觀がある。判官ビイキの為に、眞実が誤り伝えられることが多い。佐伯惟治は語呂のいい三十三歳といつて若さが、悲劇の城主下ふされしく、いわゆる貴種流離譚の主人公たり得たものである。

更に一次の史実を考えてみよう。十代惟治の兄で惟信があり、その子に惟勝・惟常がある。この惟常が十一代として佐伯氏を継いだことはご承知通りであるが、文昭十年（一四七八）八月より周防の大内政弘が、少貳氏・退治・作戦を展開、多くの武將が参加協力した。大友親繁・政親父子は、政親の夫人が大内政弘の妹である關係もあって、同年十月から参戦しているが、この作戦に佐伯惟信が大友軍の一将として高良山に布陣している。

その後大友・大内の關係は一変してくる。明応四年（一四六五）九月、大内政弘が中風のため死去して、義興が大内氏の家督を継いだ。大友氏においても、かねて内都院争していた政親とその子義政は、ついに毒殺騒ぎまで惹起し、この不恩讐な事件は終末を告げた。

義古の死後、五年五月、父政親の死は六月であった。これで親治が家督を継ぐこととなつた。大内義興が大友氏の家督を、十三代親綱の子大聖院宗心に継がせんとす
（110-13）

る策謀や、政親・義右の争いによる関係があつて、大友・大内は反目抗争していいた。明応八年(1499)、大友親治は佐伯惟勝に命じて、豊後を窺わんとする大本勢を、豊前門松城々攻めさせている。従つて佐伯惟治の兄惟信(文昭)十年(1478)、甥の惟勝は明応八年(1499)に、夫々藩躍していふことが、關係史料から明白である。これで佐伯惟治は明応三年(1494)当時、成人武将であつても不自然でない。史料の相互の年代から成人武将であると思われる。

佐伯惟治の十社宣命の寄進狀の明応三年(1494)に、板りに惟治が十六歳であると見て、大永七年(1507)の自承時(四十才)より惟治と見て、私達が考へておいた佐伯惟治は、初老の人といえる。幼年等より惟治の名代を薦めていたと伝えられたる、千代鶴九歳も眉つばものとしか思えない。

以上の史料が示すように、大友氏に忠誠を尽くしたのに対し、大友氏に信任の厚い惟信・惟勝父子で、事毎に大友氏に補つた惟治と、二つの存在であった。当時の、戦国時代といわれて下刻上の社会においては、家督を争うケースが極めて多く、足利幕府の將軍家から大内氏まで、大聖院宗心に加担した白井親貞・齊藤入道・桂氏・夫々の家督を窺う片藤であるといねれど、勿論大友家は家督争いの本山であつたが、独立佐伯氏のみにこのことなしとはしないのは、既に述べた佐伯氏の二つの流れである。この方あわせて、梅谷礼合義の眞の原因の一いつが顔を出しているようだ。

佐伯惟治が、明応三年(1494)既に成年武将であつたとすると、三十三歳自承説の惟治よりも、かなり多くの悲情な社会の出来ごと見聞し、体験したことになる。私はこの黄雀を十五年乃至二十年の歳月の出来事が、佐伯惟治が、

氏の本流ともいえる惟治の毎年礼賀に深い関係をもつと思う。いわばこの空白の歳月の中の大事件を、永正十年(1513)頃まで、即ち三十三歳自承説の成年期までを中心にして概説すると、それは政親・義右父子の争い(佐伯氏・義右側にまわったと思われる)、親治・義長の家督相続に対する足利幕府や大内氏の干渉、最も大きい事件は大聖院宗心の事件で、大内義興の庇護のもとに、多くの大友氏の家臣を抱きこみ、大友氏の家督を乗へとろうとする策謀で、宇佐宮まで関係する極めてスケールの大きさをもつて、しかも執拗な事件、いや事件というよりも戦乱であった。永正十三年(1516)の朽網親満の大乱まで関係している。そこで反大友として、冰山の一角が露岡であるのが、田原氏であり、佐伯氏である。例えど、永正三年(1516)十月、大友義長が菊池政朝と交戦の間際に乗じて、大聖院宗心及び一味である田原・佐伯両氏が國東に挙兵したと、相良家文書は伝えている。

(永正元年(1514)頃から肥後の菊池氏が騒動をおこし、糸余曲折の後、大友義長の子義鑑の弟、菊法師丸が菊池氏を継いだのは少しおかれるが、永正十七年(1525)と改名され、十三年(1516)までに長い間かかげ通して、遂に甥の義鑑は、竹田の郊外城原で殺された。この菊池義武は、佐伯惟治に深い関係があると考えられてゐる。

これらいずれも大事件で、明応三年(1494)惟治が成年武将だつたとすると、何等か力がたちで、事件の擇い手たり得た年齢といえる。幸か不幸か大友氏においては、親治・義鑑と大友氏中興の英傑が相つて、家督と女房・長子相続制を採用して、いまわしい家督相続事件を